平成２９年（フ）第６９号
長崎県佐世保市矢峰町278番地６　山口アパート202号
債務者　長谷川涼子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷841番地14　１－103、前住所長崎県佐世保市峰坂町11番20号レジデンス峰坂102
債務者　岩爪友理子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
長崎県佐世保市吉井町吉元104番地
債務者　金子　博幸
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦３番地11
債務者　川口真由美（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
静岡県袋井市旭町２丁目７番地の９　フレッシュハイツ　207号室、前住所静岡県浜松市西区篠原町24490番地
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
愛知県蒲郡市宮成町９番13号
債務者　板金與喜こと　三浦　一美
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１１６号
愛知県蒲郡市宮成町９番13号
債務者　三浦　延子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１５３０号
横浜市鶴見区栄町通４丁目42番地４　第一平井ハイツ201（住民票上の住所）
債務者　阿部由梨香
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６７号
横浜市港北区下田町３丁目５番１－110号
債務者　岡　　みほ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５８３号
横浜市青葉区田奈町12番地５　コーポ佐藤101
債務者　金子　恵斗
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５９３号
神奈川県座間市西栗原２丁目４番28号
債務者　塚本　祐美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５９９号
横浜市鶴見区汐入町３丁目47番地16　コーポ大山203
債務者　桑原　昭之
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６０８号
横浜市戸塚区汲沢３丁目７番22号
債務者　菊地　久好
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６０９号
横浜市南区永田北３丁目25番８号　第二ハイツ石川202号
債務者　高橋　理沙
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２１号
神奈川県綾瀬市小園330番地１　カーサヴェルデ101
債務者　中本　杏子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部